

(別紙2)

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

<課税台帳ファイル>

庁内連携による移転先一覧(別表第一より)

番号	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途
1	子育て支援課	番号法別表第1の7項	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、児童及びその家庭についての調査及び判定、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	保育園・幼稚園課	番号法別表第1の8項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	子ども特別支援課		
4	障害福祉課		
5	児童福祉課	番号法別表第1の9項	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	子育て支援課		
7	保健予防課	番号法別表第1の10項	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	障害福祉課	番号法別表第1の11項	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	障害福祉課	番号法別表第1の12項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	障害福祉課	番号法別表第1の14項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	生活援護課	番号法別表第1の15項	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	住宅課	番号法別表第1の19項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	保険医療課	番号法別表第1の30項	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	保険医療課	番号法別表第1の31項	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	障害福祉課	番号法別表第1の34項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

16	まちづくり事業課	番号法別表第1の35項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であつて主務省令で定めるもの
----	----------	-------------	---

(別紙2)

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

<課税台帳ファイル>

庁内連携による移転先一覧(別表第一より)

番号	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途
17	子育て支援課	番号法別表第1の37項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	福祉推進課	番号法別表第1の41項	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	生活援護課	番号法別表第1の43項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
20	子育て支援課	番号法別表第1の44項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	子育て支援課	番号法別表第1の45項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
22	子育て支援課	番号法別表第1の46項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
23	障害福祉課	番号法別表第1の47項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
24	すこやか福祉センター	番号法別表第1の49項	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
25	子育て支援課		
26	職員課	番号法別表第1の56項	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
27	子育て支援課		
28	保険医療課	番号法別表第1の59項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第二百五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
29	生活援護課	番号法別表第1の63項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
30	介護・高齢者支援課	番号法別表第1の68項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
31	保健予防課	番号法別表第1の70項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
32	子育て支援課	番号法別表第1の84項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関

33	障害福祉課	国ケム別表第12204項	にのち自立支援相付の支助入は地域工用又後手未の天施に因する事務であつて主務省令で定めるもの
----	-------	--------------	---

(別紙2)

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

<課税台帳ファイル>

庁内連携による移転先一覧(別表第一より)

番号	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途
34	すこやか福祉センター	番号法別表第1の94項	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
35	保育園・幼稚園課		
36	保健予防課	番号法別表第1の98項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

(別紙2)

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

<課税台帳ファイル>

庁内連携による移転先一覧(番号法第9条第2項関係)

番号	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途
1	子育て支援課	番号法第9条第2項、 中野区個人番号の利用 及び特定個人情報の 提供に関する条例	児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2	障害福祉課		障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3	子育て支援課		ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4	介護・高齢者支援課		介護保険に係る特別給付における寝具乾燥サービスに関する事務であって規則で定めるもの
5	介護・高齢者支援課		介護保険に係る保険料の減額に関する事務であって規則で定めるもの
6	障害福祉課		外出の困難な重度身体障害者等に係る電話の基本料金等の助成に関する事務であって規則で定めるもの
7	障害福祉課		車椅子を利用する在宅の身体障害者等に係る外出の支援に関する事務であって規則で定めるもの
8	保育園・幼稚園課		私立の幼稚園等の保育料等に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
9	障害福祉課		屋外での移動が困難な障害者等に係る外出の支援に関する事務であって規則で定めるもの
10	障害福祉課		重度障害者等の居住する住宅に係る浴室等の改善に関する事務であって規則で定めるもの
11	生活援護課		生活に困窮する外国人に係る生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
12	保育園・幼稚園課		保育所保育料の減額に関する事務であって規則で定めるもの
13	障害福祉課		難病患者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
14	保育園・幼稚園課		中野区保育所保育料等の徴収等に関する条例第10条の規定による認証保育所その他の保育施設を利用する児童の保護者に対する補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
15	障害福祉課		心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
16	障害福祉課		外出の困難な身体障害者等に係るタクシー又はガソリン等の供給に関する事務であって規則で定めるもの
17	学校教育課		経済的な理由によって義務教育を受けることが困難な児童等の保護者に係る就学に必要な経費の援助に関する事務であって規則で定めるもの
18	学校教育課		小学校又は中学校の特別支援学級に在籍し、又は通級している児童等の保護者に係る就学に必要な経費の援助に関する事務であって規則で定めるもの